



新静岡県市町村合併支援プラン

平成 18 年 3 月 22 日
(平成 18 年 11 月 20 日改定)
(平成 20 年 4 月 1 日改定)
静 岡 県

1 新合併支援プラン策定の趣旨

本県においては、「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「旧合併特例法」という。）の下で、県内各地域において市町村合併に向けた積極的な取組が展開された結果、74市町村のうち46市町村が14市町に再編され、関係市町における行財政基盤の一定の強化が図られることとなった。

しかし、我が国の少子・高齢化はこれまで以上の速さで進行し、県内市町の中には、今後、年少人口割合が10%を割る一方で、老年人口割合が50%に迫る市町も出てくることが予測されている。

また、個人の価値観の多様化による生活スタイルの変化、住民の生活圏の拡大等に伴う住民からのサービス需要の拡大に対応するため、市町が担う行政サービスはますます増大している。

このような状況の中で、医療、福祉、教育、自然環境の保全等の分野で住民が豊かさを実感できるような行政サービスを、より住民に近い自治体で、より効率的・効果的に提供していくために、地方分権を更に進めることが求められている。

しかし、県内市町の状況を見ると、人口70万を超える政令指定都市から人口1万未満の町まで存在し、その人口規模や行財政能力は大きく異なっていることから、まず、分権型社会に対応できる自立した自治体への転換を図ることが緊急の課題となっている。さらに、政令指定都市等のより高度の自治能力を有する自治体への移行を目指していく必要がある。

本県では、平成17年4月1日に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（以下「合併新法」という。）に基づき設置した静岡県市町村合併推進審議会からの「静岡県における自主的な市町村の合併の推進に関する答申」を踏まえて、「静岡県市町村合併推進構想」（以下「構想」という。）を策定した。

この構想で示した「合併の推進のための措置」を具現化し、構想に位置付けた合併を実現するため、様々な支援策について18年3月、新たな支援プランとして取りまとめ、平成18年11月には、市町村合併推進交付金などを追加する改定を行った。今回、県単独事業による道路整備事業について、支援プランに追加するほか、必要な改定を行うものである。

県としては、今後、県内各地域において合併新法をはじめとする国の各種支援策やこの新支援プラン等を十分に活用し、構想に基づいた合併に向けた積極的な取組が行われることを期待するものである。

2 支援プランの内容

支援措置の内容は別紙のとおりである。

なお、各支援策の対象地域の区分は、原則として、以下のとおりとする。

合併前	合併後
① 構想に位置付けられた市町 （構想対象市町）	③ 合併新法に基づいて合併した市町のうち ①の合併のみ（構想対象合併市町）
② ①以外の市町（全市町）	④ 合併新法に基づいて合併した全ての市町 （合併市町）

新静岡縣市町村合併支援プランの支援策の内容

平成20年4月1日

《合併前における支援策》

1 合併相談窓口の運営（合併推進室）…対象地域＝全市町

合併を検討する市町及びその住民の合併気運の醸成に努めるため、合併構想をはじめ合併に関する相談の受付及び合併に関する各種の情報提供を行う。

- ・合併新法に基づく合併構想等に対する問い合わせ
- ・合併の推進に当たって生じる個別課題の相談等
- ・構想対象地区の地域課題の相談等

2 合併構想等に関する情報提供・講演会等の開催（合併推進室）

…対象地域＝全市町

合併構想の周知・普及を図るために講演会・シンポジウム等の開催や財政シミュレーションのプログラムの提供を行う。

3 市町村合併推進アドバイザーの派遣（合併推進室）…対象地域＝全市町

市町及び公共的団体等の要請により、研修会等の講師やコーディネーター等を派遣する。また、県職員以外の講師を派遣する場合は、当該講師費用についても県が負担する（限度額20万円）。

4 構想対象市町の合併協議に伴う職員の派遣（合併推進室）…対象地域＝構想対象市町

合併協議の円滑かつ迅速な進行と県との連携を図るため、構想対象市町からの要請に基づき、必要に応じて、県職員を合併協議会事務局に派遣する。

5 合併協議会への委員等の派遣（合併推進室）…対象地域＝全市町

合併協議の中心的存在となる任意合併協議会や法定合併協議会に対して、市町からの要請に応じ、委員として、県職員を派遣する。

6 人的支援の拡大（自治行政室）

…対象地域＝構想対象市町（合併後における支援策にも記載）

政令指定都市等への移行に当たり、県から移譲される事務が円滑に市町に引き継がれるよう、当該事務に精通する職員を県から市町に派遣するとともに、市町から研修のため、職員を県の関係部局に受け入れることによって、必要な知識やノウハウの蓄積を図るなど、市町の事務受入体制の充実を図る。

7 市町フレンドシップ推進事業（(財)静岡県市町村振興協会（自治行政室））

…対象地域＝全市町

合併や広域行政への取組の一層の推進を図るため、複数の市町、一部事務組合、広域連合、協議会、広域職員グループ等によって行われる下記の事業に対して助成する。

○対象事業（補助率、限度額）

- ・ 広域調査研究事業（2分の1以内、限度額5千万円（1市町当たり5百万円））
- ・ 事務共同化事業（2分の1以内、限度額5千万円（1市町当たり5百万円））
- ・ 広域イベント広報事業（2分の1以内、限度額5千万円1市町当たり5百万円））
- ・ 広域職員ネットワーク事業（10分の10以内、限度額50万円）

8 合併推進研究団体への助成（合併推進室）…対象地域＝全市町

合併を推進する公共的団体等が行う、合併に係る調査・研究等の事業に対して助成する。

- ・ 制 度 名 : 合併推進団体支援事業
- ・ 助 成 対 象 団 体 : 合併を推進する公共的団体(商工会議所、青年会議所等)
- ・ 補 助 率 : 2分の1以内
- ・ 助 成 限 度 額 : 上限1,000千円

9 合併協議会への助成（合併推進室）…対象地域＝構想対象市町

構想対象市町の設置する合併協議会が実施する、合併後の新市町のランドデザインの作成及び合併によるシミュレーション等の経費の一部を助成する。

- ・ 制 度 名 : 合併推進団体支援事業
- ・ 助 成 対 象 団 体 : 構想対象市町が設置する合併協議会
- ・ 補 助 率 : 2分の1以内
- ・ 助 成 限 度 額 : 上限3,000千円

10 地理的デジタル・ディバイドの解消のための地域情報基盤の整備支援（情報政策室）

…対象地域＝全市町（合併後における支援策にも記載）

市町又は複数の市町が連携主体として整備する地域公共ネットワーク等の経費の一部助成について、国との調整支援を行う。

- ・ 地域イントラネット基盤施設整備事業
- ・ 地域情報通信基盤整備推進交付金（条件不利地域等）

11 水道事業の整備及び統合に関する調整支援（水利用室）

…対象地域＝全市町（合併後における支援策にも記載）

合併に伴い、水道事業の統合や区域拡張等により、県所管事業から国所管事業となる可能性が考えられるので、事業統合・区域拡張等に先立ち事前協議を行い、国（厚生労働省）との調整支援を行う。なお、合併に際して施設整備を行う場合は、国庫補助制度を積極的に活用するよう関係市町に対して助言するとともに、国（厚生労働省）との調整を行う。

12 商工会合併環境整備事業費助成（経営支援室）

…対象地域＝全市町（合併後における支援策にも記載）

市町村合併に対応して商工会が合併する場合に要する経費を補助する。

○対象事業

- ・合併に係る協議会、連絡会議の開催
- ・合併に伴う商工会の公告等
- ・合併に伴う説明会の開催
- ・商工会館の改装、増改築等

○対象経費

会館改装費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費等

13 特定行政庁の設置に伴う技術的支援（建築安全推進室）

…対象地域＝全市町（合併後における支援策にも記載）

合併に伴い特定行政庁（限定特定行政庁を含む。）を新たに設置する前後において、業務の適正運営を図るための市町職員に対する専門的な技術研修の実施など技術的支援を行う。

14 市町村合併推進交付金（合併推進室）

…対象地域＝構想対象市町（合併後における支援策にも記載）

合併に伴う一時的な財政需要の増大を考慮し、合併市町及び合併を議決した市町に対し、合併に要する経費を助成する。

○交付対象：平成 22 年 3 月までに合併した市町

○事業対象：以下に掲げる経費

- ・電算システムの整備・統合に係る経費
- ・庁舎等公共施設の改修に係る経費
- ・合併新法に定める合併市町村基本計画に位置づけられた事業で、知事が特に必要と認めた経費

○交付限度額：

- ・各事業の合計額は、1 合併関係市町当たり 1.5 億円を限度
ただし、合併関係市町が 4 市町を超える場合は、6 億円に 1 市町増えるごとに 1.25 億円を加算した額を限度
- ・さらに、電算システムについて、旧式（レガシー）システムから脱却し、システムの最適化を図るもので、次の全ての要件に該当する事業には、1 合併市町当たり 2 億円（合併前にあっては、2 億円を合併関係市町数で除した額）を加算
 - ・事業の着手が法定の合併協議会設置後であること
 - ・合併時又は合併後 5 年度以内に完了する事業であること
 - ・電算システムの全ての業務をオープンシステムに移行する事業（委託事業を除く）であること
 - ・オープンシステムの構築に係るハード、ソフト事業であること

○交付期限：市町の合併議決日の属する年度又は合併の日の属する年度及びこれに

続く5年度

○他の特定財源の扱い：対象事業が他の特定財源と重複しても、対象経費内であれば交付

15 道路等整備事業…対象地域＝構想対象市町（合併後における支援策にも記載）

構想対象市町の合併を支援するため、道路（街路、農道、林道及び漁港関連道等を含む。）の整備事業を推進する。

(1) 市町村合併支援道路整備事業（道路企画室、道路整備室、街路整備室）

合併市町の一体化に資するため、市町村合併支援道路整備計画に位置づけられた道路、街路の整備事業を推進する。

(2) 市町村合併支援農道等整備事業（農地保全室、森林整備室、漁港整備室）

合併市町の一体化に資するため、市町村合併支援農道等整備計画に位置付けられた農道、林道、漁港関連道の整備事業を推進する。

16 新合併支援重点道路整備事業(道路企画室、道路整備室)

…対象地域＝構想対象市町（合併後における支援策にも記載）

構想対象市町の合併を支援するため、合併市町村基本計画に位置付けられた合併支援道路の整備推進を図ることにより新市の一体性の実現、住民生活の利便性の向上及びサービスの高度化を図る。

(1) 事業実施期間 市町の合併議決日の属する年度又は合併の日の属する年度及びこれに続く5年度（上限は5年間とする）

(2) 対象路線 県管理道路で下記に該当する緊急整備の優先度の高い路線及び箇所

- ①新市中心部と旧市町村の中心部を連結する道路
- ②新市の公共施設等の共同利用に資する道路
- ③医療、福祉、消防、教育等の連携に資する道路
- ④隣接市との連絡道路

《合併後における支援策》

1 合併市町フォローアップ事業（合併推進室）…対象地域＝合併市町

新市町の様々な課題解決を図るため、関係機関と連携した情報の提供や人材育成等の合併市町のフォローアップを図る。

2 市町への権限移譲（合併推進室）…対象地域＝合併市町

市町を含む県全体として県民本位の生産性（効率性・効果性）の高い行政を目指し、第3次権限移譲推進計画を着実に進めるとともに、平成18年度に第4次権限移譲推進計画を策定し、一層の権限移譲の拡大を図る。

3 政令指定都市、中核市及び特例市への移行の実現に向けた支援（合併推進室）

…対象地域＝合併市町

政令指定都市、中核市及び特例市への移行を目指して合併した市町に対し、政令指定都市等の指定が行われるよう国に働きかけるなど、積極的に支援していく。

4 人的支援の拡大（自治行政室）

…対象地域＝構想対象合併市町（合併前における支援策にも記載）

政令指定都市等への移行に当たり、県から移譲される事務が円滑に市町に引き継がれるよう、当該事務に精通する職員を県から市町に派遣するとともに、市町から研修のため、職員を県の関係部局に受け入れることによって、必要な知識やノウハウの蓄積を図るなど、市町の事務受入体制の充実を図る。

5 大規模地震対策等総合支援事業費など（防災政策室）…対象地域＝合併市町

合併市町において、合併に伴い新たに発生した防災需要に対しては、大規模地震対策等総合支援事業費等により支援する。

6 バス運行対策費補助事業（交通政策室）…対象地域＝合併市町

生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の運行維持については国庫補助制度による助成措置があり、複数市町にまたがる路線であることが補助要件となっているが、要件の成否は平成13年3月31日における市町村の状態において決定され、その後の市町村合併により補助対象外にならないよう配慮している。

7 新たな廃棄物処理体制確立に向けた支援（廃棄物リサイクル室）

…対象地域＝合併市町

合併市町における廃棄物処理に関し、情報提供等の支援を行う。

8 水道事業の整備及び統合に関する調整支援（水利用室）

…対象地域＝合併市町（合併前における支援策にも記載）

合併に伴い、水道事業の統合や区域拡張等により、県所管事業から国所管事業となる可能性が考えられるので、事業統合・区域拡張等に先立ち事前協議を行い、国（厚生労働省）との調整支援を行う。なお、合併に際して施設整備を行う場合は、国庫補助制度を積極的に活用するよう関係市町に対して助言するとともに、国（厚生労働省）との調整を行う。

9 市町の合併に伴う森林組合の合併に対する支援（林業振興室）…対象地域＝合併市町

市町村合併に伴い、森林組合が合併する場合の情報収集、提供等の支援をする。また、森林組合の合併協議会の立ち上げ、運営に対する助言等の支援を行う。

10 国民健康保険広域化等支援基金（国民健康保険室）…対象地域＝合併市町

市町村国民健康保険の広域化や市町村合併の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援する。

11 保健所及び福祉事務所の設置等への支援（厚生部総務監）…対象地域＝合併市町

市町村合併に伴う保健所及び福祉事務所並びに児童相談所の設置等が円滑に行われるよう、健康福祉関係事務に精通する技術職員等を県から市町に派遣する。

12 商工会合併環境整備事業費助成（経営支援室）

…対象地域＝合併市町（合併前における支援策にも記載）

市町村合併に対応して商工会が合併する場合に要する経費を補助する。

○対象事業

- ・合併に係る協議会、連絡会議の開催
- ・合併に伴う商工会の公告等
- ・合併に伴う説明会の開催
- ・商工会館の改装、増改築等

○対象経費

会館改装費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費等

13 シルバー人材センター育成事業費助成（雇用推進室）…対象地域＝合併市町

市町村合併に伴いシルバー人材センターも統合などの措置が必要となるが、合併後の市町に対する県費補助額が大幅に減少しないよう、国の激変緩和措置に準じ、補助額を逡減するなどの措置を講ずる。

14 市町の合併に伴う道路占用料等の増加に対する激変緩和措置

（公共用地室、道路保全室、河川砂防管理室）…対象地域＝合併市町

市域と町域で料金の異なる使用料について、合併後、低廉な町域の料金が高額な市域の料金と同額になるため、使用者の負担軽減のため激変緩和措置を行う。

- ・対象使用料…法定外財産使用料、道路占用料、河川占用料、海岸占用料

15 案内標識設置に対する支援（道路保全室）…対象地域＝合併市町

合併により整備（修正を含む）が必要となる、道路付属物として整備する道路標識に対する優先採択を行う。

16 まちづくり交付金（市街地整備室）…対象地域＝合併市町

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを推進するため、ハード事業（道路・街路、公園、下水道、土地区画整理事業、市街地再開発事業等）から、各種調査や社会実験などのソフト事業まで、まちづくりに必要な各種事業に対し一定額の交付金を交付する本事業において、市町の合併後に必要な地域防災施設、地域交流センター等の整備について国との調整支援を行う。

17 流域下水道の特例（生活排水室）…対象地域＝合併市町

流域下水道の対象地域の全部が合併により合併市町の区域の全部又は一部になる場合、当該下水道は公共下水道となるが、県と合併関係市町との協議により、合併の日から10年の範囲内で当該下水道を流域下水道とみなして、下水道法を適用する。

18 特定行政庁の設置に伴う技術的支援（建築安全推進室）

…対象地域＝合併市町（合併前における支援策にも記載）

合併に伴い特定行政庁（限定特定行政庁を含む。）を新たに設置する前後において、業務の適正運営を図るための市町職員に対する専門的な技術研修の実施など技術的支援を行う。

19 中核市における県費負担教職員研修への支援（生涯学習企画課）

…対象地域＝合併市町

中核市において、独自の研修がスムーズかつ効果的に実施できるよう、県がこれまで実施してきた研修のノウハウを中核市に積極的に提供する。また、中核市が県と連携してより専門性の高い教職員研修を実施できるよう、応分の費用負担を前提に、中核市教職員が県主催の研修へ参加することを認める。

・条件及び留意事項など

合併後に中核市となる市への支援策である。

20 教職員定数に関する激変緩和措置（義務教育課）…対象地域＝合併市町

合併に伴い小中学校が統廃合され、市町中の総学級数が減少し教職員定数が大幅に減少となる場合であっても、一定期間教職員の激減を緩和する措置を、国の方針を勘案して対応する。

21 既設学校共同調理場施設の統合等による改築の補助（体育保健課）

…対象地域＝合併市町

合併に伴い既設学校共同調理場を統合する場合、当該学校給食施設の建築及び購入に要する経費及び附帯施設の整備に要する経費の国の補助を適用させる。

22 市町村合併推進交付金（合併推進室）

…対象地域＝構想対象合併市町（合併前における支援策にも記載）

合併に伴う一時的な財政需要の増大を考慮し、合併市町及び合併を議決した市町に対し、合併に要する経費を助成する。

○交付対象：平成 22 年 3 月までに合併した市町

○事業対象：以下に掲げる経費

- ・電算システムの整備・統合に係る経費
- ・庁舎等公共施設の改修に係る経費
- ・合併新法に定める合併市町村基本計画に位置づけられた事業で、知事が特に必要と認めた経費

○交付限度額：

- ・各事業の合計額は、1 合併関係市町当たり 1.5 億円を限度
ただし、合併関係市町が 4 市町を超える場合は、6 億円に 1 市町増えるごとに 1.25 億円を加算した額を限度
- ・さらに、電算システムについて、旧式（レガシー）システムから脱却し、システムの最適化を図るもので、次の全ての要件に該当する事業には、1 合併市町当たり 2 億円（合併前にあっては、2 億円を合併関係市町数で除した額）を加算
 - ・事業の着手が法定の合併協議会設置後であること
 - ・合併時又は合併後 5 年度以内に完了する事業であること
 - ・電算システムの全ての業務をオープンシステムに移行する事業（委託事業を除く）

く) であること

- ・オープンシステムの構築に係るハード、ソフト事業であること

○交付期限：市町の合併議決日の属する年度又は合併の日の属する年度及びこれに続く5年度

○他の特定財源の扱い：対象事業が他の特定財源と重複しても、対象経費内であれば交付

23 道路等整備事業…対象地域＝構想対象合併市町（合併前における支援策にも記載）

構想対象市町の合併を支援するため、道路（街路、農道、林道及び漁港関連道等を含む。）の整備事業を推進する。

(1) 市町村合併支援道路整備事業（道路企画室、道路整備室、街路整備室）

合併市町の一体化に資するため、市町村合併支援道路整備計画に位置づけられた道路、街路の整備事業を推進する。

(2) 市町村合併支援農道等整備事業（農地保全室、森林整備室、漁港整備室）

合併市町の一体化に資するため、市町村合併支援農道等整備計画に位置付けられた農道、林道、漁港関連道の整備事業を推進する。

24 新合併支援重点道路整備事業(道路企画室、道路整備室)

…対象地域＝構想対象市町（合併前における支援策にも記載）

構想対象市町の合併を支援するため、合併市町村基本計画に位置付けられた合併支援道路の整備推進を図ることにより新市の一体性の実現、住民生活の利便性の向上及びサービスの高度化を図る。

(1) 事業実施期間 市町の合併議決日の属する年度又は合併の日の属する年度及びこれに続く5年度（上限は5年間とする）

(2) 対象路線 県管理道路で下記に該当する緊急整備の優先度の高い路線及び箇所

- ①新市中心部と旧市町村の中心部を連結する道路
- ②新市の公共施設等の共同利用に資する道路
- ③医療、福祉、消防、教育等の連携に資する道路
- ④隣接市との連絡道路

25 地理的デジタル・ディバイドの解消のための地域情報基盤の整備支援（情報政策室）

…対象地域＝合併市町（合併前における支援策にも記載）

合併市町が整備する地域公共ネットワーク等の経費の一部助成について、国との調整支援を行う。

- ・地域イントラネット基盤施設整備事業
- ・地域情報通信基盤整備推進交付金（条件不利地域等）